

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月30日

【会社名】 旭化成株式会社

【英訳名】 ASAHI KASEI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 浅野 敏雄

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号
(注) 平成26年10月1日から本店は下記に移転する予定です。
東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
電話番号 03(3296)3000(代表)

【電話番号】 06(7636)3111(代表)

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において
行っています。)

【事務連絡者氏名】 総務部長 柿沢 信行

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

【電話番号】 03(3296)3029(直通)

【事務連絡者氏名】 総務部長 柿沢 信行

【縦覧に供する場所】 東京本社
(東京都千代田区神田神保町一丁目105番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成26年6月27日開催の当社第123期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

別紙1の通り定款を変更する。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、伊藤一郎、浅野敏雄、平居正仁、小林友二、小堀秀毅、小林宏史、市野紀生、白石真澄および安達健祐の9氏を選任する。

なお、市野紀生、白石真澄および安達健祐の3氏は、法令に定める社外取締役候補者である。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、真壁昭夫氏を選任する。

なお、真壁昭夫氏は、法令に定める社外監査役候補者である。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役および監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件

当該株主総会終結の時をもって取締役を退任される藤原健嗣、中尾正文、沢山博史および和田慶宏の4氏に対し退職慰労金を贈呈する。また、当該株主総会に再任を付議される取締役のうち伊藤一郎、小堀秀毅および小林宏史の3氏ならびに在任中の監査役のうち川崎俊之および永原肇の2氏に対し退職慰労金を打ち切り支給する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を「年額6億5,000万円以内(うち社外取締役分は年額5,000万円以内)」に改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

別紙2の通り

(注) 各議案の可決要件は次のとおりである。

- ・第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。
- ・第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。
- ・第4号議案および第5号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していない。

以上

(別紙 1)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>大阪市</u>に置く。</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、 臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</p> <p>2 <u>株主総会は、本店の所在地、東京都千代田区またはこれらに隣接する地にて招集する。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>代表取締役会長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役会長が空席のときまたは支障あるときは、代表取締役社長がこれに当り、代表取締役社長に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役会長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役会長が空席のときまたは支障あるときは、代表取締役社長がこれに当り、代表取締役社長に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を<u>東京都千代田区</u>に置く。</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長が空席のときまたは支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長が空席のときまたは支障あるときは、取締役社長がこれに当り、取締役社長が空席のときまたは支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>第1条 <u>第3条の変更は、平成26年10月1日から実施する。</u></p> <p>第2条 <u>本付則は、平成26年9月30日まで有効とし、平成26年10月1日をもって本付則を削除するものとする。</u></p>

以上

(別紙2)

議案	議決権総数 (個)	出席株主の議決権数			事前行使を含む出席株主の議決権数の総議決権数に対する割合 (%)	事前行使を含む確認できた行使結果の内訳			「賛成」の議決権数の出席株主の議決権に対する割合 (賛成率) (B/A) (%)	決議結果	
		事前行使された議決権数 (個)	当日に現実に出席した株主の議決権数 (個)	事前行使を含む出席株主の議決権数 (A) (個)		賛成 (B) (個)	反対 (個)	棄権 (個)			
第1号議案	1,388,247	1,028,400	43,835	1,072,235	77.23	1,057,342	5,203	2,975	98.61	可決	
第2号議案											
伊藤一郎		1,028,365		1,072,200	77.23	1,049,550	12,960	2,975	97.88	可決	
浅野敏雄		1,028,365		1,072,200	77.23	1,052,514	7,952	5,019	98.16	可決	
平居正仁		1,028,363		1,072,198	77.23	1,052,051	7,845	5,587	98.12	可決	
小林友二		1,028,363		1,072,198	77.23	1,052,060	7,836	5,587	98.12	可決	
小堀秀毅		1,028,363		1,072,198	77.23	1,052,067	7,829	5,587	98.12	可決	
小林宏史		1,028,363		1,072,198	77.23	1,052,070	7,826	5,587	98.12	可決	
市野紀生		1,028,362		1,072,197	77.23	1,024,947	35,516	5,019	95.59	可決	
白石真澄		1,028,365		1,072,200	77.23	1,055,548	6,962	2,975	98.44	可決	
安達健祐		1,028,365		1,072,200	77.23	1,055,349	7,161	2,975	98.42	可決	
第3号議案				1,028,409		1,072,244	77.23	766,961	288,077	10,491	71.52
第4号議案		1,028,413		1,072,248	77.23	932,158	129,731	3,644	86.93	可決	
第5号議案		1,028,417		1,072,252	77.23	1,058,516	4,046	2,975	98.71	可決	